

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4273000001 設計積算システム利用契約
	履行場所	南相馬市役所
	種類	物品
	概要	設計積算システムの運用・支援を行っている一般財団法人ふくしま市町村支援機構より提供されている設計積算システムを利用するもの
相手方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
	所在地	福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>福島県土木部よりシステムの開発・運用の委託を受けている一般財団法人ふくしま市町村支援機構と利用契約を結ぶ以外、福島県の積算基準・単価を使用した設計積算システムの利用が不可能なため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 建設部土木課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 0 4 原ノ町駅前駐車場管制システム借上げ
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目 地内
	種 類	賃貸借
	概 要	原ノ町駅前駐車場管制システムのリースと保守、管理を行う。
相 手 方	名 称	アマノ株式会社郡山支店
	代 表 者	支店長 梅木 英二
	所 在 地	福島県郡山市島1丁目24番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在借上げしている管制システムは、当該業者が設置しているもので、新たなシステムを借上げた場合、システムの再構築や設置費用などが発生することから、当該業者の管制システムの再リースを行い、経費の節減を図るため、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 建設部都市計画課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4273000025 eLTAX 審査システム借上げ
	履行場所	税務課
	種類	システム借上げ
	概要	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通して送受信した電子申告及び各種届出等のデータを審査し総合行政システム（税基幹システム）に取込むために必要なシステム、また地方税ポータルシステム（eLTAX）から配信される所得税の確定申告書等の電子的データの送受信に必要な国税連携システムを借上げる。
相手方	名称	株式会社 日立システムズ東北支社
	代表者	奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在市で使用している税基幹システムの開発業者で、今回借り上げる審査システムは、当該基幹システムと送受信等ができるものでなければならず、この税基幹システムと送受信等が行えるのは当該業者の審査システムのみあることから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 税務課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4273000027 行政情報システム借上げ(再リース)
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	行政情報システムの機器類を賃貸借(再リース)することにより、事務の効率的及び安定的な運用を図る。
相 手 方	名称	NECキャピタルソリューション株式会社東北支店
	代表者	東北支店長 羽田 卓郎
	所在地	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
相 手 方	名称	日本電気株式会社福島支店
	代表者	支店長 大野 淳一
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本市で使用している行政情報システムの機器類のリース期間が終了したことに伴い、これまでの金額と比して著しく有利な価格で再リースを行うことが可能となるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 情報政策課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 0 2 8 農地除染業務用車両の借上げ
	履行場所	農地除染課
	種類	賃貸借
	概要	除染作業に伴う現場対応において必要時に公用車が不足していることがあり、また、緊急時の対応が困難なことが想定される。これを解消するため自動車借上げを行う。
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	店長 目黒 裕隆
	所在地	南相馬市原町区旭町四丁目9 1番地の1 4
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>県内の入札参加登録業者（役務の提供、車輛船舶賃）のうち、取扱可能業者が1社のみであり、また、前年に引き続き同車両の借上げを行うことから当該業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 農地除染課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000030 平成27年度スポーツ施設予約管理システム利用契約
	履行場所	文化スポーツ課
	種類	物品
	概要	スポーツ施設予約管理システムの利用
相手方	名称	株式会社福島県中央計算センター
	代表者	代表取締役社長 渡部 通
	所在地	福島市新町7番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	当該業者はスポーツ施設予約管理システムの開発業者であり、当該業者でなければ業務を実施することができないため随意契約とする。	
工事等担当課名〔文化スポーツ課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 0 3 2 南相馬市見守りパトロール事業用車両の借上げ業務
	履行場所	小高区市民福祉課
	種類	車両借上げ
	概要	市内の旧警戒区域の防犯・防火を強化するため、南相馬市見守りパトロール事業を、4台の車両を使用し実施する。
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	店長 目黒裕隆
	所在地	南相馬市原町区旭町四丁目91-14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>借上げた車両で見守りパトロールを実施するが、日曜・祝日については24時間、平日・土曜については16時間（夜間のみ）パトロールを実施する。</p> <p>前年に引き続き青色回転灯を装着した同車両の借上げを行いたいことから、上記業者との随意契約としたい。</p> <p>なお、平成28年度以降の業務実施においては、現段階でパトロール体制が未確定のため単年度契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 小高区市民福祉課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000033 鹿島小敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	物品
	概要	鹿島小敷地内仮設校舎借上げ ・小高中学校用仮設校舎 ・プレハブ造2階建て 延床面積約1,860㎡
相手方	名称	庄司建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 庄司 岳洋
	所在地	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第3号小学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 3 4 鹿島小敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	物品
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間: 12ヶ月
相手方	名称	株式会社青田電気商会
	代表者	代表取締役 青田 純
	所在地	南相馬市原町区北町5 1 9番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第6号小学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000035 鹿島中敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字落合 地内
	種類	物品
	概要	鹿島中敷地内仮設校舎借上げ ・小高、福浦、金房、鳩原小学校用仮設校舎 延床面積：1,860㎡及び469㎡の2棟 リース期間：12ヶ月
相手方	名称	関場建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	南相馬市原町区錦町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第4号中学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 3 6 鹿島中敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字落合 地内
	種類	物品
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間: 12ヶ月
相手方	名称	恒栄総合設備株式会社
	代表者	代表取締役社長 古川 久男
	所在地	南相馬市原町区西町二丁目70番地5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第7号中学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000065 小学校デジタル教科書指導用資料購入
	履行場所	原町第三小学校・上真野小学校・小高小学校・福浦小学校・金房小学校
	種類	物品購入
	概要	平成27年度から小学校の教科書が改訂となったことから、指導用資料を購入する。
相手方	名称	株式会社 広文堂 南相馬出張所
	代表者	所長 北村 定男
	所在地	南相馬市原町区旭町二丁目48番地
根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>指導用資料の流通経路は一般書籍と異なり、都道府県におおむね1ヶ所ある教科書供給会社から受持ち学校を指定された書店でしか購入できず、かつ定価販売であるため、市内で教科書取扱書店に選定されている当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 教育委員会事務局 教育総務課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 0 6 7 イントラネット機器更新
	履行場所	情報政策課
	種類	物品販売
	概要	イントラネットを稼動しているネットワーク関連機器を更改することにより、イントラネットの安定的運用と事務の効率化を図る。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>イントラネット機器類の運用は、イントラネットを保護するためのセキュリティ設定と一体での運用が必要であり、この設定を含めた機器の納品ができる業者は上記業者のみであることから、上記業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 総務部 情報政策課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。